

発議案第11号

実行ある労働時間の上限規制で過労死根絶を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月3日

八千代市議会

議長 成田 忠志 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進	㊟
	同	伊 原 忠	㊟
	同	三 田 登	㊟
	同	高 山 敏 朗	㊟

提案理由

国に対し、実行ある労働時間の上限規制で過労死を根絶するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

実行ある労働時間の上限規制で過労死根絶を求める意見書

電通で働いていた女性の過労自殺が明らかになり大きな社会問題となっているが、長時間過密労働による痛ましい事件が繰り返されている。最大の要因は、労働時間の上限規制が日本には、事実上、存在しないところにある。労働基準法32条は、労働時間の上限が1日8時間、週40時間と定めているが、あくまでも原則で、同法36条に基づく労使協定（いわゆる「三六協定」）を結べば、事実上無制限で働かせることができる。2013年10月に厚生労働省が行った「労働時間等総合実態調査」では、「三六協定締結企業」は全体の55.2%、そのうち「特別条項付き協定」が40.5%を占め、厚生労働省が過労死ラインとしている80時間を超えている事業所も少なくない。経団連の会長・副会長企業17社では、実に1社を除く16社が月80時間を超える協定を結び、月100時間以上が8社、最長は150時間にも上っている。これでは、過労死が後を絶たないのは当然のことである。いまこそ、実効ある労働時間の上限規制は急務の課題となっている。

こうした中、政府も罰則付きの時間外労働の限度を定める法改正を提出している。しかし、検討されている残業時間の上限規制は、繁忙期に「月100時間、2カ月平均80時間」とされており、過労死ラインを上回るという驚くべき内容となっている。これでは、政府自らが過労死を容認することにもなりかねない。痛ましい事件を繰り返さないために、たとえ繁忙期であっても大臣告示に示されている「週15時間、月45時間、年360時間以内」を上限とするのは当然のことである。

加えて、労働時間の終了時刻から次の開始時刻までの休息時間を確保するための規制も必要である。1993年に制定されたEU指令では「24時間につき、最低連続11時間の休息」とされており、13時間以上の拘束を禁止している。労働者の健康と人権を保障するため日本でも法定化に踏み出すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様